

9 保育の利用基準

番号	保護者（父母）の状況			利用基準指数	利用期間		
	類型	細目					
1	居宅外労働	外勤 居宅外自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで		
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45			
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40			
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35			
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30			
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25			
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20			
			月48時間以上の就労を常態	15			
2	居宅内労働	居宅内自営	週5日以上勤務し、かつ、週40時間以上の就労を常態	50	最長就学前まで		
			週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	45			
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	40			
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	35			
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	30			
			週3日以上勤務し、かつ、週20時間以上の就労を常態	25			
			週3日以上勤務し、かつ、週16時間以上の就労を常態	20			
			月48時間以上の就労を常態	15			
		内職	週4日以上、かつ、週30時間以上の就労を常態	20			
			月48時間以上の就労を常態	15			
3	出産障害	出産	出産前後の休養のため保育にあたることができない場合	15	5か月以内 (出産予定月をはさんで前後各2か月以内)		
			疾病	入院1か月以上		50	
		居宅内療養		常時病臥		50	
				精神性		精神障害者保健福祉手帳所持程度	50
				上記以外の程度		30	
				一般療養		安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）	30
		障害		通院加療を要する状態		20	
			身体障害者手帳1・2級、聴覚障害者3級以上、精神障害者保健福祉手帳所持、愛の手帳所持	50			
4	介護	施設等付添	身体障害者手帳3級、聴覚障害者4級以下所持	30	最長就学前まで		
			身体障害者手帳4級以下所持（聴覚障害を除く）	20			
			週5日以上、かつ、週30時間以上の付添い	50			
			週5日以上、かつ、週20時間以上の付添い	45			
			週4日以上、かつ、週24時間以上の付添い	40			
			週4日以上、かつ、週16時間以上の付添い	35			
		週3日以上、かつ、週18時間以上の付添い	30				
週3日以上、かつ、週12時間以上の付添い	25						
介護	重度障害者等の全介護	50					
	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合（全介護を除く）	40					
上記以外の場合	20						
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため、保育にあたることができない場合		50	最長就学前まで		
6	求職	就労内定 開業予定	週5日以上勤務し、かつ、週37時間以上の就労を常態	30	1か月以内		
			週4日以上勤務し、かつ、週35時間以上の就労を常態	25			
			週4日以上勤務し、かつ、週30時間以上の就労を常態	20			
			週3日以上勤務し、かつ、週25時間以上の就労を常態	15			
			月48時間以上の就労を常態	10			
			求職	求職のため、外出を常態		10	3か月以内
		就学等	就学・技能習得等のため、保育にあたることができない場合	※①			
7	その他	不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50	最長就学前まで		
			前各号に掲げるもののほか、区長が明らかに保育が必要と認める場合	※②			

- 備考 (1) 就労・就学の時間には、通勤・通学時間は含まない。
(2) 就労日数・時間の算定にあたっては、契約時間等でなく、実績をもとに指数を算出することを基本とし、休憩時間は就労時間に含む。
(3) 保護者のそれぞれについて、本表より利用基準指数(50を限度とする)を求め、合算して当該世帯の指数とする。
(4) 介護は、三親等内の親族を対象とする。
(5) ※①は、番号1を準用する。就学等の予定は、番号6を準用する。
(6) ※②は、番号1～6を準用する。
(7) 世田谷区在住・在勤以外の方（転入予定者は除く）は、本表による利用基準指数は適用しない。